



発行所 秋田県合川町役場 編集責任者(広報係)杉浦全一郎 電話4番 〔発行部数2,700〕

町議会議員一般選挙

みんなて 正しい選挙を

任期満了にともなう町議会議員の一般選挙は、三月二十七日午前七時から午後六時まで町内十四投票所で行なわれ、あたらしい議員二十二名が選ばれます。こんどの選挙は、これから四年間の町政の方向を定める私たちの代表を選ぶいちばん大事な選挙です。豊かな郷土、明るい社会を築くため、縁故や義理人情にまどわされず、明るく正しい一票をほんとうに自分の選びたい人に投票しましょう。

票 投 できるのは 昨年十月二十日現在の 名簿にのっている人

こんどの町議会議員選挙にもとづいて毎年三月と九月の二回選挙人名簿「に」よって行なわれます。この永久選挙人名簿は、いったん登録されれば、住所を移動したり死亡しないうちに限りは永久に登録されており、合川町に転入した人と、あたらしく満二十才に達した人は本人の申し出で登録されています。

こんな運動は選挙違反です

- 選挙が始まり、選挙運動ができるようになっても次のような運動をすれば違反になります。お互いに注意して選挙違反などひとりも出さぬようにいたしましょう
- 買収・供応**
 - 有力者多数を料亭などに招いて投票をたのみ酒食をふるまったもの
 - 運動員が、後援会結成の名目で有権者を自宅に招き酒食をふるまい、その席上で候補者があいさつをすること
 - タバコを知人にくばり、あけてみたら金銭が入っていたもの
 - 碁会、将棋会などの賞品を候補者の名前入りでくばったもの
- 戸別訪問**
 - 候補者の知人が各戸をまわって、投票をたのんであるいたもの
 - 選挙のポスターを貼る承諾を求めることを口実に、候補者の運動員が各戸をまわったもの
 - 何人かで手わけして、一人が一戸だけを訪問することにし、これを毎日つづけたもの
 - 訪問先の家の中に入らず、わざと庭先や軒先に呼び出して投票をたのんであるいたもの
- 飲食物の提供**
 - 通行人を選挙事務所によび入れ、酒や食事をふるまったもの
 - 陣中見舞として酒や果実を選挙事務所へ贈ったもの
- 連呼**
 - 「〇〇党公認候補者〇〇をよろしくお願いします」と繰返し呼んでまわったもの
 - 「〇〇が、ごあいさつにまいりました」などと、繰返し呼んで歩いたもの
 - 動いている自動車の上から演説したのもの
- 文書の配布**
 - 選挙用の表示のないハガキで投票をたのんだもの
 - 候補者の知人等が、自分の知人数に手紙で投票をたのんだもの
 - 選挙事務所の移転を口実に、案内状を多数郵送したのもの
 - 候補者の氏名、経歴などを書いたビラを新聞に折り込んだもの
 - 選挙運動のビラやチラシ多数を街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れたりしたもの
 - 候補者を支持する組合の機関紙の号外という名目で選挙運動の文書をたくさんくばったもの
- 文書の掲示・回覧**
 - 室内用と称して、検印のないポスターを人のよく集まる会場などに貼ったもの
 - 候補者の名前や、政見を大書した看板を街頭にたてたもの
 - 選挙用のハガキ、文書、ポスターなどを回覧板にして回覧したもの

熱心に学習 明正選挙の要望も決議

第五回青年・婦人議会

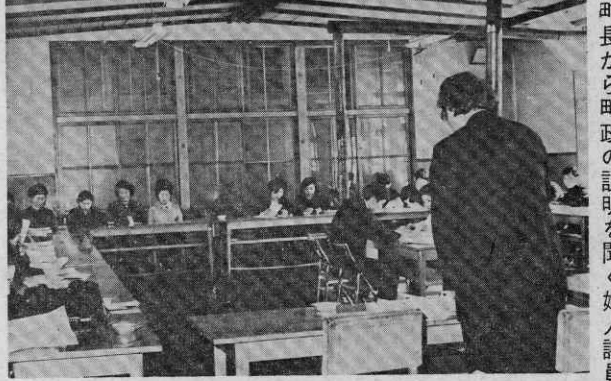
九月一日以後に満二十才に達した人や、六月二日以後に合川町に住所を移した人はこんどの選挙では投票ができせんからご注意ください。

したがって、町議選の投票ができる人は、昭和四十二年十月二十日現在の「永久選挙人名簿」にのっている人ということになるわけです。

住民登録人口と世帯 (3月1日現在)

世帯数	2,245	人
男	5,458	人
女	5,795	人
計	11,253	人

先月との比較 男8人 女10人 計18人減



〔町長から町政の説明を聞く婦人議員〕〔委員会に分れて学習する婦人議員〕

国保の被保険証が 更新されます

引換えは四月から

いま、みなさんのお手許に渡されている国民健康保険の被保険証(受診証)は、有効期限がことしの三月三十一日となっております。四月からは使えないことになっておりますので、係ではこれを更新(交換)することになり、次の日程でそれぞれの場合に出向いて受け付けいたします。

- ◆交換日程と場所
- 四月五日 (李岱、羽根山、新田目、福田、東根田、西根田)
- 四月五日 (摩当公民館)
- 四月五日 (摩当、三木田、三里、大内沢、芹沢)
- 四月五日 (雪田部落会館)
- 四月五日 (雪田、杉山田、鎌沢)
- 四月八日 (上杉部落会館)

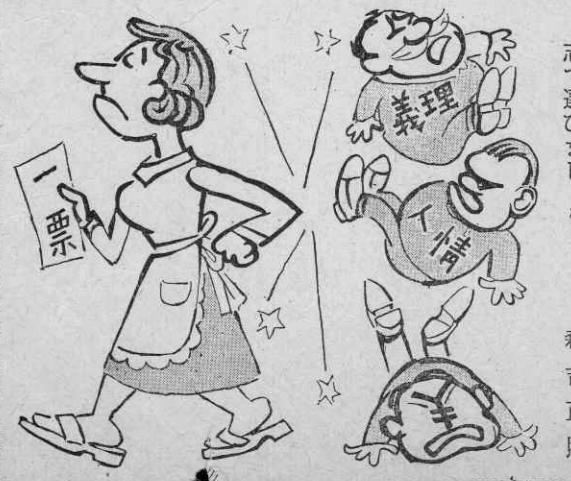
選挙人名簿登録者数 S42.10.20現在

(投票区)	(男)	(女)	(計)
道上	126	154	280
城	487	526	1,013
杉	255	297	552
前	304	339	643
井	402	465	867
石	149	172	321
沢	299	378	677
岱	200	232	432
山	157	213	370
目	247	278	525
田	167	187	354
里	160	196	356
田	133	160	293
沢	100	123	223
田			
計	3,186	3,720	6,906

(注) 上記は、昨年10月20日現在の登録者数ですが、町議選までに修正(死亡、転出分について)が行なわれます。

建築には 届出を

近く県で取締り これから家屋や倉庫などの新、改築を計画している方はいませんか。一〇平方メートル(三〇三坪)以上の建築をするには、必ず建築に関する確認を受けてから着工することになっております。もし、この手続を経ないで建築した場合は、法律の定めるところにより是正命令、告発などのほか、建築にあつた設計者、工事



ふり向く選挙のときの義理と金 義理や人情にとらわれず、お金の物の誘惑にまどわされず、自分の自由な意志で選びましょう。 森吉正照

中卒就職生の 激励会

町では去る八日午後一時から公民館で中学校卒業就職生徒の激励会を開きました。

新予算など十二件可決

三月定例議会おわる

明四十三年度予算などを審議する町議会の三月定例会は、去る二月十八日召集され会期を六日間と定めて議案十二件、陳情請願六件について審議が続けられてきましたが、最終日の四月十二議案を原案通り可決、陳情請願六件をいずれも採択して閉会しました。



今回の定例会は例年ならば三月月中旬から下旬にかけて開かれるのが通例でしたが、下旬の議員改選等もひかえていたため早目に開会されたもので、三月三十日任期の現議員さんたちにとっては任期最後の「サヨナラ議会」だったわけですが、可決された議案の主なものは四十三年度の一般及び特別会計当初予算、四十二年度一般、特別会計補正予算、納税貯蓄組合設立基金条例(二十万)、手数料条例の一部改正などとなっております。

このうち、四十三年度の一般会計をみると、別項のとおりとなっておりますが、総額は二億二千三百八十万一千円で前年度当初予算との比較では四千六百二十万六千円の増(最終補正予算に比しては四千六百十万余円減)となっております。

町長は、四十三年度の一般会計をみると、別項のとおりとなっておりますが、総額は二億二千三百八十万一千円で前年度当初予算との比較では四千六百二十万六千円の増(最終補正予算に比しては四千六百十万余円減)となっております。

町長の施政方針説明

町長は、四十三年度の一般会計をみると、別項のとおりとなっておりますが、総額は二億二千三百八十万一千円で前年度当初予算との比較では四千六百二十万六千円の増(最終補正予算に比しては四千六百十万余円減)となっております。

町議会の三月定例会

町議会の三月定例会は、去る二月十八日召集され会期を六日間と定めて議案十二件、陳情請願六件について審議が続けられてきましたが、最終日の四月十二議案を原案通り可決、陳情請願六件をいずれも採択して閉会しました。

町議会の三月定例会

町議会の三月定例会は、去る二月十八日召集され会期を六日間と定めて議案十二件、陳情請願六件について審議が続けられてきましたが、最終日の四月十二議案を原案通り可決、陳情請願六件をいずれも採択して閉会しました。

入	前年比	出	前年比
税金	3,766	8,770	419
交付金	18,500	44,655	4,540
入金	694	29,934	4,485
入金	261	8,229	43
入金	1,516	408	2,719
入金	29,809	1,133	214
入金	55	12,184	1,731
入金	6,585	5,987	11,531
入金	10	39,670	21,086
入金	12,030	31,205	4,770
入金	18,800	22,700	0
入金	223,801	223,801	46,026
入金	53,729	5,919	29
入金	38,335	2,796	800
入金	5,378	5,378	

入学おめでとう

- 今春四月一日、町内四つの小学校に入学する児童は次のとおり(男百一人、女七十五人、計百七十六人)ですが、当委員会ではそれぞれの保護者の方へ入学通知をお届けすることになっております。
- もし、相応の日数が過ぎても通知が届かない場合はお手数でも教育委員会事務局へご連絡下さい。
- 【合川町教育委員会】
- 東小学校
 - 永坂靖 嶋山等 小林清美
 - 米倉浩人 二階堂正浩 工藤正人
 - 長崎守由紀 疋田木村正昭 関幸一
 - 藤一平 工藤一弘 永井信
 - 関善真 後藤弘樹 柴田良人
 - 伊東毅 武生知英

選挙実現へ

町議会の三月定例会は、去る二月十八日召集され会期を六日間と定めて議案十二件、陳情請願六件について審議が続けられてきましたが、最終日の四月十二議案を原案通り可決、陳情請願六件をいずれも採択して閉会しました。

選挙問答

出稼者の不在投票

問 出稼先に行っている人が不在者投票をするときは、どのようにしたらよいのでしょうか。

答 本人が出稼先から選管に連絡するか、または家族の人が選管から証明書用紙をもらって送るようにして下さい。なお書類の往復日数なども考慮して、この手続きはなるべく早目にして下さい。

問 証明書の用紙は、誰にでも交付するのですか。

答 本人からの連絡か、出稼先の会社社長(工場長、職場長等)事業所

問 または家族の方からの申出が望ましいと思いませんか。

答 告示が十八日とありますが、告示前でも交付するのですか。

答 告示前でも交付するのですか。

問 告示が十八日とありますが、告示前でも交付するのですか。

答 告示前でも交付するのですか。

問 証明書の用紙は、誰にでも交付するのですか。

答 本人からの連絡か、出稼先の会社社長(工場長、職場長等)事業所

問 証明書の用紙は、誰にでも交付するのですか。

答 本人からの連絡か、出稼先の会社社長(工場長、職場長等)事業所

町議会議員候補者への要望

- 一、いろいろな選挙において、買収・供応などの悪質な違反があいついで摘発され、金のかからない選挙は有名無実だったといっても過言ではない。このため、こんどの選挙ではぜひとも法定費用内で選挙運動を行なってほしい。
 - 二、あなた自ら責任をもって、あなた自身ももちろんあなたの運動員からは一人の違反者も出さないようにしてほしい。
 - 三、他人を中傷したり、事実無根、または、わい曲の悪質な怪文書類を流布するようなことはやめて、正々堂々たる選挙運動を行なってほしい。
 - 四、議員となられたら、その地位の重要性を自覚され、それをはげめずかしめるような行為をしないようにしてほしい。
 - 五、選挙に際して、公約されたことは、当選後も堅く守ってもらいたい。
- 右の要望に著しく反する事実が明らかになった場合は、当議会で検討の上、町選管、警察当局などへ報告する等の必要な措置をとる用意があります。
- 昭和三十二年三月三日
- 合川町 青年婦人議会
合川町 選挙推進協議会

慶弔たより

- 自二月一日〜至二月二十九日 届出分 出生(七)
- 吉田真由美 正司長女 駅前
 - 成田昭仁 徳郎二男 鎌沢
 - 三浦悦子 喜一郎孫 桃栗
 - 佐藤一 四郎孫 木戸石
 - 角南佳子 品子孫 駅前
 - 三浦雪絵 富治孫 三木田
 - 死亡(一一)
- おめでと、ごめい福をお祈り申し上げます。
- 吉田真由美 正司長女 駅前
 - 成田昭仁 徳郎二男 鎌沢
 - 三浦悦子 喜一郎孫 桃栗
 - 佐藤一 四郎孫 木戸石
 - 角南佳子 品子孫 駅前
 - 三浦雪絵 富治孫 三木田

- 町議会議員候補者への要望
- 一、いろいろな選挙において、買収・供応などの悪質な違反があいついで摘発され、金のかからない選挙は有名無実だったといっても過言ではない。このため、こんどの選挙ではぜひとも法定費用内で選挙運動を行なってほしい。
- 二、あなた自ら責任をもって、あなた自身ももちろんあなたの運動員からは一人の違反者も出さないようにしてほしい。
- 三、他人を中傷したり、事実無根、または、わい曲の悪質な怪文書類を流布するようなことはやめて、正々堂々たる選挙運動を行なってほしい。
- 四、議員となられたら、その地位の重要性を自覚され、それをはげめずかしめるような行為をしないようにしてほしい。
- 五、選挙に際して、公約されたことは、当選後も堅く守ってもらいたい。
- 右の要望に著しく反する事実が明らかになった場合は、当議会で検討の上、町選管、警察当局などへ報告する等の必要な措置をとる用意があります。
- 昭和三十二年三月三日
- 合川町 青年婦人議会
合川町 選挙推進協議会
- 町議会議員候補者への要望
- 一、いろいろな選挙において、買収・供応などの悪質な違反があいついで摘発され、金のかからない選挙は有名無実だったといっても過言ではない。このため、こんどの選挙ではぜひとも法定費用内で選挙運動を行なってほしい。
- 二、あなた自ら責任をもって、あなた自身ももちろんあなたの運動員からは一人の違反者も出さないようにしてほしい。
- 三、他人を中傷したり、事実無根、または、わい曲の悪質な怪文書類を流布するようなことはやめて、正々堂々たる選挙運動を行なってほしい。
- 四、議員となられたら、その地位の重要性を自覚され、それをはげめずかしめるような行為をしないようにしてほしい。
- 五、選挙に際して、公約されたことは、当選後も堅く守ってもらいたい。
- 右の要望に著しく反する事実が明らかになった場合は、当議会で検討の上、町選管、警察当局などへ報告する等の必要な措置をとる用意があります。
- 昭和三十二年三月三日
- 合川町 青年婦人議会
合川町 選挙推進協議会